

第 1 回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後 1 時 35 分開会

- ・市民環境部長あいさつ
- ・会長、職務代理者選任
- ・会長挨拶
- ・議 事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議 長 議題第 1 号 関市国民健康保険特別会計（事業勘定）6 月補正予算について及び議題第 2 号 関市国民健康保険特別会計（直診勘定）6 月補正予算については、関連がありますので、一括議題とします。事務局説明をお願いします。

事 務 局 議題第 1 号 関市国民健康保険特別会計（事業勘定）6 月補正予算について、説明する。

歳入は、県支出金を増額するもので、医療提供体制設備整備交付金によるものです。歳出は、その交付金を全額、直診勘定へ繰り出すものです。歳入歳出それぞれ 214 万 5 千円増額し、予算総額を 94 億 8,114 万 5 千円とするものです。

事 務 局 議題第 2 号 関市国民健康保険特別会計（直診勘定）6 月補正予算について、説明する。

歳入は、繰入金を増額するもので、医療提供体制設備整備交付金の対象とならない分を関市の一般会計から繰り入れるものと、事業勘定からの繰り入れによるものです。歳出は、医療費を増額するもので、昨年度執行することができなかったオンライン資格確認システムの委託料と、追加で交付金の対象となった歯科のオンライン資格確認用パソコンなどの備品購入費によるものです。

議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問やご意見がないようですので、議題第1号、議題第2号については、終わります。</p> <p>それでは、議題第3号 令和3年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）9月補正予算について、事務局説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題第3号 関市国民健康保険特別会計（事業勘定）9月補正予算について、説明する。</p> <p>歳入は、基金からの繰り入れによるもの、繰越金は額が確定したことによるものです。歳出は、諸支出金を増額するもので、令和2年度普通交付金の精算返還金及び令和元年度事業費納付金（退職分）の精算金によるものです。歳入歳出それぞれを2,356万円増額し、予算総額を95億450万5千円とするものです。</p> <p>基金は、令和3年度当初は4億3千万円ほどの残高ですが、9月補正予算により1億7千万円ほどになります。</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問やご意見がないようですので、議題第3号について採決を行います。提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>承認多数と認め、承認したことを報告いたします。</p> <p>それでは、議題第4号 令和3年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）9月補正予算について、事務局説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題第4号 関市国民健康保険特別会計（直診勘定）9月補正予算について、説明する。</p> <p>歳入は、診療収入を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン個別接種によるもの、繰入金是一般会計からの繰り入れを減額するもの、繰越金は額</p>

が確定したことにより増額するものです。歳出は、施設管理費の報酬及び職員手当等を増額するもので、洞戸診療所の会計年度任用職員及び医師の新型コロナウイルスワクチン個別接種の時間外勤務によるものです。

議長 ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第4号について採決を行います。提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

承認多数と認め、承認したことを報告いたします。

それでは、議題第5号 令和2年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算報告について、事務局説明をお願いします。

事務局 議題第5号 関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算報告について、説明する。

加入状況について、被保険者数は、令和3年3月末と令和2年3月末と比べ229人減少し、増減率はマイナス1.2%です。世帯数はほぼ変わっていません。

決算収支の状況について、令和2年度の歳入は90億65万2,408円、歳出は89億6,812万2,342円、歳入歳出差引額3,253万66円は地方自治法第233条の2の規定により基金に全額繰り入れました。増減率は、歳入マイナス7.8%、歳出マイナス7.4%です。

歳入について、国民健康保険税は、税率等を変更したことにより増となり増減率は4.7%です。県支出金は、保険給付費に連動する普通交付金の減少、過年度分収納率の減少による県繰入金2号分の減少、経営努力分経過措置関係分が事業費納付金の控除となった分や平成30年7月豪雨による分による調整交付金の減少などにより4億円ほどの減となっています。繰入金の減は、基金からの繰入金によるものです。繰越金は、地方財政法第7条により剰余金の2分の1を積み立てる必要がありますが、前年の積立不足分があり全額を積み立てたことにより皆減、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免などによるものです。

歳出について、保険給付費の療養諸費が3億円ほどの減、事業費納付金が3

億円ほど減となっています。

ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第5号について採決を行います。
提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

承認多数と認め、承認したことを報告いたします。

それでは、議題第6号 令和2年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）
決算報告について、事務局説明をお願いします。

事務局 議題第6号 関市国民健康保険特別会計（直診勘定）決算報告について、説明する。

診療所の患者数につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、いずれも減少しています。

決算収支の状況については、歳入が見込みより少なかったこともあり、昨年度より差引額が減少しています。

歳入についてですが、診療収入のうち外来収入は、来所される患者様からの収入です。その他の診療収入は予防接種や健診の収入です。手数料は主に文書料です。財産収入は、津保川診療所の薬局からの借地料です。繰入金は、一般会計からの補填分と事業勘定で受け入れた補助金の繰入になります。繰越金は、前年度の歳入歳出差引額の繰越です。諸収入は、津保川診療所指定管理者への貸付金の返還分と雑入です。市債は、医療備品の購入にあたり借り入れるものです。寄附金は、洞戸・板取診療所の歯科の感染対策として、関歯科医師会から、いただいたものです。

歳出についてですが、総務費は、診療所の人件費や施設管理費です。医業費は、医薬品や各種医療関係の委託料、備品購入費などです。公債費は、備品購入の際に借入れた元金の償還と利息です。

ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第6号について採決を行います。

提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

承認多数と認め、承認したことを報告いたします。

それでは、議題第7号 関市国民健康保険条例の一部改正について、事務局説明をお願いします。

事務局 議題第7号 関市国民健康保険条例の一部改正について、説明する。

条例第7条の出産育児一時金の規定について、40万4千円を40万8千円に改正するものです。この改正は、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において少子化対策としての重要性を鑑み、42万円の支給総額が維持すべきとされたことを踏まえ、産科医療補償制度掛金分として加算される額の減額分を相殺し、支給総額を維持するためのものです。

議長 ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第7号について採決を行います。提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

承認多数と認め、承認したことを報告いたします。

それでは、議題第8号 関市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局説明をお願いします。

事務局 議題第8号 関市国民健康保険税条例の一部改正について、説明する。

一つ目は新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免についてです。令和2年度に引き続き令和3年度についても減免を行います。令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある令和元年度分及び令和2年度分の保険税を減免できるとしていましたが、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限

がある令和元年度分から令和3年度分の保険税を減免できるとするものです。

要件等は令和2年度と同じで、事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入のいずれかが前年から3割減少する見込みの場合は減免対象となる可能性があります。財源については、令和2年度は全額財政支援の対象でしたが、今年度はそうではありません。知事会などは国へ全額財政支援になるよう要望しています。

二つ目は、未就学児に係る被保険者均等割の軽減です。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者に係る均等割について5割を軽減することになりました。それに伴う改正を行います。

議長 ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第8号について採決を行います。提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

承認多数と認め、承認したことを報告いたします。

それでは、議題第9号 その他について、事務局説明をお願いします。

事務局 議題第9号 その他について、説明する。

規則の改正についてです。一つ目は関市国民健康保険条例施行規則の一部改正についてです。傷病手当金について、適用期間を令和3年12月31日まで延長します。傷病手当金とは給与をもらっている被保険者が新型コロナウイルス感染症になった場合などに給与の3分の2程度の手当が支給されます。昨年度から数えて5回目の延長となります。国からの財政支援の通知が3か月ごとにありましたのでそれを受けて改正しています。急速に新型コロナウイルス感染症が収まっていくことは考えにくいので、今後も3か月ごとに改正していくことになると思われます。

次に出産育児一時金についてです。出産時の事故で脳性麻痺になった場合の産科医療補償制度の掛金が引き下げられたことに伴い、その掛金分として加

算される額も同様に引き下げる必要があるため改正するものです。出産育児一時金の総支給額は、議題第7号の条例改正を行うことで変更はありません。

二つ目は、関市国民健康保険税条例施行規則の一部改正についてです。新型コロナウイルス感染症に保険税の減免申請期限を令和4年3月31日まで延長するものと、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免申請書の押印を廃止するものです。昨年度押印廃止の改正をしていますが、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免については3月で廃止予定でしたので改正しませんでした。今回申請期限を延長することに合わせて、申請書から押印を廃止しました。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

ご質問やご意見がないようですので、議題第9号 その他については、終わります。

それでは、以上をもって本会議に付議されたすべての議題を承認したことを報告し、議長を退任いたします。ありがとうございました。

午後2時50分閉会